

台風第25号に対する各種支援制度について

区分	制度名	対象者	内 容	問合せ先
住まいや身の回りに関すること	罹災（被災）証明書		「罹災証明書」とは、地震や台風などの自然災害によって家屋等の被害の程度（大規模半壊、半壊等）を公的に証明する書面です。被災者生活再建支援金、各種融資、税金や保険料の減免等の申請に必要な場合があります。 また、自動車など住家以外が被災した場合には、「被災証明書」を申請することができます。 町では「罹災証明書」または「被災証明書」を発行しています。 （ホームページ）https://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000008246.html	
	罹災証明書（住家）	住家に被害のあった方	台風第25号による被害を受けた住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものです。証明書の発行にあたり「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により、家屋の被害状況について町の職員が現地調査を行い被害程度を証明します。 【申請に必要なもの】 ・申請書 ・被災状況、被災範囲がわかる写真 ・印鑑（署名の場合は不要） ・本人確認できるもの（運転免許証等） ※同居の親族以外の方が申請する場合は委任状が必要	税務課課税係 0475-70-3142
	罹災証明書（事業所用）	事業所に被害のあった方	台風第25号による被害を受けた建物（事務所、工場等）の被害程度を証明するものです。被害程度の証明については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」を準用して行います。 【申請に必要なもの】 ・申請書 ・被災状況、被災範囲がわかる写真 ・代表者の印鑑 ※代表者以外の方が申請する場合は委任状が必要	商工観光課 商工振興係 0475-70-3175
	罹災証明書（農業施設用）	農業用施設に被害のあった方	台風第25号によって、農業用の施設や設備が被害を受けたことを証明する書類です。 【申請に必要なもの】 ・申請書 ・被災状況、被災範囲がわかる写真 ・印鑑（署名の場合は不要） ・本人確認できるもの（運転免許証等） ※同居の親族・法人の代表者以外の方が申請する場合は委任状をご持参ください。	農林水産課 農林水産係 0475-70-3173
	被災証明書	車、家財等に被害のあった方	「被災証明書」とは、台風第25号による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明するものです。このため、「住宅被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。 被害程度の判定を必要としない住宅の被害、住家以外の、家財（家具・家電等）、塀・門、車などの工作物については、こちらで対応しています。 【申請に必要なもの】 ・申請書 ・被災状況、被災範囲がわかる写真※車の場合は、ナンバープレートがわかる写真も提出 ・修繕にかかる見積書（事業者の印鑑があるもの） ・印鑑（署名の場合は不要） ・本人確認できるもの（運転免許証等） ※同居の親族以外の方が申請する場合は委任状が必要	総務課防災対策係 0475-70-3153
	消毒液	床上浸水の被害にあった方	床上浸水被害を受けた住居について、希望される世帯を対象に消毒液の配布を実施しています。 【申込み方法】 消毒液の配布を希望される方は、九十九里町健康福祉課（電話0475-70-3182）までご連絡ください。 【受付時間】 平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝除く） ※町での消毒は実施しません。 町ホームページ「ご自宅が床上浸水の被害にあわれた方へ」 https://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000009054.html	健康福祉課 健康指導係 0475-70-3182

台風第25号に対する各種支援制度について

区分	制 度 名	対 象 者	内 容	問合せ先
	住宅の応急修理	右記参照	台風第25号の被害を受けた住宅の応急修理について、町民からの申込みに基づき、町が事業者に修理を依頼し、実施するものです。申込みにあたっては、ご自身で修理業者から見積書を取得するほか、罹災証明書や被災状況の写真等を提出してください。 【内容】 屋根、壁、窓、台所、トイレなど日常生活に不可欠な最小限度の部分の修理 【限度額】 ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：75万7,000円以内 ・準半壊（損害割合が10%以上20%未満）：36万7,000円以内 【対象者】 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象 ①当該災害により準半壊以上の住家被害を受けたこと ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。 ②応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと ※被害を受けた住宅の応急修理期間が1ヶ月を超えると見込まれる場合は、利用可能です。 ③自ら修理する資力がいないこと（中規模半壊、半壊、準半壊の方）	まちづくり課管理係 0475-70-3156
税金に関すること	各種保険税(料)の特別措置		次の支払いについて、申出により、減免、支払いの猶予、分納ができる場合があります。詳細は、下記の窓口にお問い合わせください。 ※詳細が決まり次第、お知らせいたします。 【住民課国保年金係】 ・国民年金保険料 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20141218.html ・後期高齢者医療保険料 https://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000009079.html 【健康福祉課高齢者福祉係】 ・介護保険料 町ホームページ「災害による介護保険料の減免について」 https://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000005616.html 【税務課】 ・国民健康保険税 https://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000009080.html ・徴収猶予 https://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000009091.html	住民課国保年金係 0475-70-3236 健康福祉課高齢者福祉係 0475-70-3184 税務課課税係 0475-70-3142
お金に関すること	生活資金の貸付け	住居・家財に被害のあった方	台風第25号により、世帯主が負傷したり住居や家財等に被害があった世帯の生活立て直しのための資金の貸付けを行います。 【対象者】 住居の全半壊・流出、家財の3分の1以上の損害、世帯主の1ヶ月以上の負傷※詳しくは、総務課秘書行政係までお問い合わせください。	総務課秘書行政係 0475-70-3100
		低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	「社会福祉法」に基づき、必要な経費を貸し付けるものです。大規模災害時には国の施策により貸付対象世帯の拡大や、措置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 【内容】 低所得世帯、障がい者世帯や高齢者世帯に対する、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付 【貸付限度額】 10万以内 【貸付利率】 無利子 【措置期間】 貸付けの日から2ヶ月以内 【償還期間】 措置期間経過後12ヶ月以内 ※連帯保証人は不要	九十九里町社会福祉協議会 0475-70-3163